

2023年4月25日

大阪市中央区伏見町四丁目3番9号
鴻池運輸株式会社
代表取締役会長兼社長執行役員 鴻池 忠彦

吸収分割会社の事前開示事項

当社（以下「甲」という。）は、株式会社NKSホールディング（以下「乙」という。）との間において、2023年4月1日を効力発生日とする吸収分割（以下、「本件分割」という。）を行い、乙は甲が営む空港関連事業に属する有価証券の保有及び管理の事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることといたしましたので、会社法第782条第1項に基づき、同条同項及び会社法施行規則第183条に規定される事項を以下のとおり開示いたします。

1. 吸収分割契約の内容

別紙「吸収分割契約書」記載のとおりです。

2. 会社法施行規則第183条第1項第1号に規定される事項（分割対価の相当性）

乙は、甲の完全子会社であり、乙は甲に対して分割対価の交付を行わないため相当であると判断しております。

3. 会社法施行規則第183条第1項第2号に規定される事項（分割対価の例外規定）

該当事項はありません。

4. 会社法施行規則第183条第1項第3号に規定される事項（新株予約権の定め相当性）

甲は新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

5. 会社法施行規則第183条第1項第4号に規定される事項（計算書類等）

(1) 会社法施行規則第183条第1項第4号イに規定される事項（計算書類）

乙の2022年3月31日にかかる貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は別紙の通りです。

(2) 会社法施行規則第183条第1項第4号ロに規定される事項（臨時計算書類）

乙は、最終事業年度の末日の翌日である2022年4月1日以降臨時計算書類等を作成しておりませんので、該当事項はありません。

(3) 会社法施行規則第183条第1項第4号ハに規定される事項（最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等）

該当事項はありません。

6. 会社法施行規則第183条第1項第5号に規定される事項

(1) 会社法施行規則第183条第1項第5号イに規定される事項（最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等）

甲において、最終事業年度の末日の翌日である2022年4月1日以降の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社の財産の状況に重要な影響を与える事象は発生しておりませんので、該当事項はありません。

(2) 会社法施行規則第 183 条第 1 項第 5 号ロに規定される事項（最終事業年度がない場合）
該当事項はありません。

7. 会社法施行規則第 183 条第 1 項第 6 号に規定される事項

(1) 甲の債務の履行の見込みに関する事項（債務の履行の見込み）

甲の 2022 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、別紙の通りであります。

本件分割により甲が乙に承継する予定の資産の額は、約 344 百万円となります。

上記の結果、甲においては本件分割後も引き続き資産超過であり問題ないと判断しております。また、本件分割後の甲の収益状況見込等に鑑み、債務の履行に支障を来すような事態は、現在のところ認識又は予測されておりません。

従って、本件分割後の甲の債務の履行の見込みはあるものと判断致します。

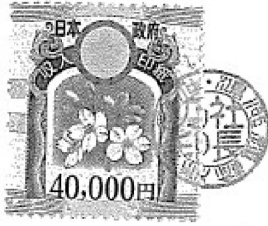
(2) 乙の債務の履行の見込みに関する事項（債務の履行の見込み）

本件分割により甲から乙に承継される債務はないため、該当事項はありません。

8. 会社法施行規則第 183 条第 1 項第 7 号に規定される事項（備置開始から効力発生までの間の変更事項）

上記 1. ないし 7. の記載事項について、変更が生じた場合には、別途、書面を備え置いて開示することといたします。

以 上



吸収分割契約書

鴻池運輸株式会社（本店：大阪府中央区伏見町四丁目3番9号。以下、「甲」という。）と、株式会社NKSホールディング（本店：千葉県成田市古込字込前154-4。以下、「乙」という。）とは、第1条に定める甲が営む事業（以下、「本件事業」という。）の吸収分割に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条（本件事業）

本件事業とは、甲が営む空港関連事業に属する有価証券の保有及び管理に関する事業をいう。

第2条（本件分割）

甲は本件事業を分割し、乙はこれを包括承継する。

第3条（分割の効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下、「分割効力発生日」という。）は、2023年4月1日とする。但し、必要に応じて甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第4条（承継する権利義務）

- 1 乙は、本件分割に際し、別紙「承継権利義務明細表」記載の資産、契約上の地位に関する一切の権利義務を分割効力発生日において甲から承継する。
- 2 乙が甲から承継する資産は、2022年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割効力発生日までの増減を加除した上で確定する。

第5条（分割の対価）

乙は、甲の完全子会社であるため、乙は甲に対して分割対価の交付を行わないものとする。

第6条（増加すべき資本金、資本準備金及びその他資本剰余金）

本件分割により増加すべき乙の資本金、資本準備金及びその他資本剰余金は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 資本金 | 金0円 |
| (2) 資本準備金 | 金0円 |
| (3) その他資本剰余金 | 本件分割の株主払込資本変動額から(1)及び(2)の額を減じて得た額 |

第7条（分割承認機関）

- 1 甲は、会社法第784条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を得ず、分割効力発生日の前日までに取締役会を開催し、本契約の承認及び吸収分割に必要な事項に関する決議を求める。
- 2 乙は、会社法第796条第1項の規定に基づき、株主総会の承認を得ず、分割効力発生日の前日までに取締役会を開催し、本契約の承認及び吸収分割に必要な事項に関する決議を求める。

第8条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後から分割効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって、その業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼすような行為

をなす場合は、あらかじめ甲乙協議し、合意した上でこれを行う。

第9条（本契約の変更及び解除）

本契約締結の日から分割効力発生日の前日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産もしくは経営状態に重要な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ分割条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（競業避止義務の免除）

甲は、本件分割に関わらず、乙に対して会社法第21条に定める競業避止義務を一切負わない。

第11条（本契約の効力）

本契約は、甲または乙の取締役会において承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙協議の上これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、各自記名捺印のうえ、乙が正本1通を所持し、その写しを甲が所持する。

2023年2月20日

(甲) 大阪府中央区伏見町四丁目3番9号
鴻池運輸株式会社
代表取締役会長兼社長執行役員 鴻池 忠彦



(乙) 千葉県成田市古込字込前154-4
株式会社NKSホールディング
代表取締役 青戸 一登



貸借対照表

(2022年3月31日現在)

株式会社NKSホールディング

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,299,377	流 動 負 債	30,949
現金及び預金	18,418	未払金	9,728
売掛金	5,385	未払費用	2,781
貯蔵品	374	未払法人税	4,503
預け金	1,272,750	未払住民税	1,337
前払費用	1,729	未払事業税	1,416
未収入金	598	未払消費税等	8,083
立替金	128	契約負債	352
貸倒引当金	△ 6	預り金	80
		賞与引当金	2,670
固 定 資 産	2,612,366	固 定 負 債	17,661
有形固定資産	694,022	退職給付引当金	13,400
建物	471,302	役員退任慰労金引当金	3,257
構築物	6,118	預り保証金	1,005
車両運搬具	79,701		
工具器具備品	36,618		
土地	302,830		
減価償却引当金	△ 202,547		
無形固定資産	3,293		
営業権	3,288		
ソフトウェア	5		
		負債合計	48,610
		純 資 産 の 部	
投資その他の資産	1,915,051	株 主 資 本	3,863,132
投資有価証券	1,881,100	資本金	90,000
長期前払費用	1,797		
繰延税金資産	32,004	資本剰余金	3,160,000
その他投資勘定	650	資本準備金	3,160,000
貸倒引当金	△ 500		
		利益剰余金	613,132
		繰越利益剰余金	613,132
		純 資 産 合 計	3,863,132
資 産 合 計	3,911,743	負債・純資産合計	3,911,743

損益計算書

〔 自 2021年4月 1日
至 2022年3月31日 〕

株式会社NKSホールディング

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		188,820
売 上 原 価		99,427
売 上 総 利 益		89,393
販売費及び一般管理費		53,414
営業利益		35,978
営業外収益		
受 取 利 息	4,076	
配 当 金	177	
貸倒引当金戻入益	1	
雑 収 入	670	4,923
経常利益		40,901
特別利益		
固定資産売却益	27	27
特別損失		
固定資産除却損	1,151	
その他	3,590	4,741
税金等調整前当期利益		36,187
法人税	4,305	
住民税	1,337	
事業税	1,416	
法人税等調整額	5,981	13,039
当 期 純 利 益		23,148

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 2021 年 4 月 1 日
至 2022 年 3 月 31 日

株式会社NKSホールディング

(単位：千円)

	株 主 資 本						評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金		評価・換算 差額等 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計				
				別途積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	90,000	3,160,000	0	0	595,219	595,219	3,845,219	0	0	3,845,219
当期変動額										
剰余金の配当					△ 5,234	△ 5,234	△ 5,234			△ 5,234
当期純利益					23,148	23,148	23,148			23,148
増資										
減資										
剰余金への振替										
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）										
当期変動額合計					17,913	17,913	17,913			17,913
当期末残高	90,000	3,160,000	0	0	613,132	613,132	3,863,132	0	0	3,863,132

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	
科 目	金 額
流 動 資 産	95,643
現金及び預金	46,807
受取手形	758
電子記録債権	5,531
売掛金	36,248
契約資産	2,335
未成工事支出金	69
貯蔵品	960
短期貸付金	1,040
その他	1,980
貸倒引当金	△88
固 定 資 産	126,523
有 形 固 定 資 産	72,600
建物	30,276
構築物	1,703
機械及び装置	3,919
車両運搬具	1,317
工具、器具及び備品	944
土地	32,440
リース資産	1,954
建設仮勘定	45
無 形 固 定 資 産	3,167
借地権	542
ソフトウェア	1,507
ソフトウェア仮勘定	1,115
その他	2
投 資 そ の 他 の 資 産	50,754
投資有価証券	12,309
関係会社株式	26,162
出資金	295
関係会社出資金	1,658
長期貸付金	272
関係会社長期貸付金	1,472
長期前払費用	365
繰延税金資産	4,533
差入保証金	3,312
その他	806
貸倒引当金	△131
投資損失引当金	△302
資 産 合 計	222,167

負 債 の 部	
科 目	金 額
流 動 負 債	53,859
買掛金	9,662
短期借入金	23,590
1年内返済予定の長期借入金	2,300
リース債務	523
役員賞与引当金	320
未払金	4,205
未払費用	8,817
未払法人税等	1,774
未払消費税等	2,036
預り金	390
その他	237
固 定 負 債	85,143
社債	55,000
長期借入金	8,200
リース債務	1,623
再評価に係る繰延税金負債	1,219
退職給付引当金	16,501
資産除去債務	1,740
長期未払金	624
その他	235
負 債 合 計	139,002
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	84,342
資 本 金	1,723
資 本 剰 余 金	930
資本準備金	930
利 益 剰 余 金	88,285
利益準備金	427
その他利益剰余金	87,857
固定資産圧縮積立金	2,093
別途積立金	48,080
繰越利益剰余金	37,684
自 己 株 式	△6,596
評 価 ・ 換 算 差 額 等	△1,178
その他有価証券評価差額金	4,003
土地再評価差額金	△5,182
純 資 産 合 計	83,164
負 債 ・ 純 資 産 合 計	222,167